

# 資料紹介『関釜裁判ニュース』全号記録集

—— 福岡から「慰安婦」問題を見る

木下 直子

## I はじめに

『関釜裁判ニュース—釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』という書が刊行された。本書は、釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件(以下、通称の「関釜裁判」と記す)の原告たちを支援した団体「戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会」(以下、「関釜裁判を支援する会」と記す)が発行してきたニュースレター「関釜裁判ニュース」の全号をまとめ、2014年4月に刊行されたものである(戦後責任を問う・関釜裁判を支援する会編, 2014)。第1号が「関釜支援ニュース」として1993年4月30日に発行され、同年7月13日に発行された第2号から「関釜裁判ニュース」となり、最終号である第61号が2013年7月8日に発行されている。これらが実物大で収録された本記録集は、944ページからなる大著である。

関釜裁判は、挺身隊問題対策釜山協議会<sup>1)</sup>の金文淑会長の呼びかけに応え被害を申告した女性のうち、「慰安婦」被害者2名と女子勤労挺身隊被害者2名の計4名が原告となり、日本政府に国会と国連総会での公式謝罪と賠償を求めて1992年12月に山口地裁下関支部に提訴された。その後、二次、三次と追加提訴があり原告が増え、最終的に「慰安婦」被害者3名と女子勤労挺身隊被害者7名により闘われた。この裁判は、日本軍「慰安婦」被害者が提訴した戦後補償裁判が日本で10件あるなかで、2番目に早い時期に提訴されたものである。すべての「慰安婦」裁判が最高裁で賠償請求を棄却され敗訴となっているが、関釜裁判は地裁で一部勝訴した唯一の裁判である。また、高裁判決は2名の「慰安婦」被害者である原告に対し初めてPTSD(心的外傷後ストレス障害)を認めた判決となった。

関釜裁判の地裁判決は「下関判決」と呼ばれている。1998年4月27日に出された下関判決は、1993年8月に発表された河野官房長官談話で「慰安婦」被害者に対する補償の必要性が明らかにされたにも関わらず、立法による救済が行われていないことを問題視し、国家賠償法上、国会に不作為の違法が

あるとして、立法不作為による「慰安婦」原告らの精神的損害の賠償として、国に一人あたり30万円の支払いを命じた。

下関判決は国会議員を動かし、民主党、社民党、共産党が共同で「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律」案を2001年から2008年まで提出し続けた。毎年廃案になったが、判決は「慰安婦」被害者に共感的な国会議員の超党派の取り組みを促したといえる。関釜裁判を支援する会は、原告を支援しながら、立法運動に力を入れてきた。こうした戦後補償運動を担ってきた一人ひとりの顔、「原告」となった被害者一人ひとりの人柄が見えてくるのがこの記録集なのである。

## Ⅱ 「慰安婦」問題をめぐる経緯と関釜裁判を支援する会の歩み

### 1 「慰安婦」問題の社会問題化

戦後、日本でも「慰安婦」制度の過去は公然と知られていたが、社会問題となったのは1990年頃である。国家間の政治・外交問題に発展する動きを作り出したのは韓国のフェミニストたちなど女性運動家であり、牽引役は1980年代より「慰安婦」被害を調査してきた尹貞玉梨花女子大学教授であった。

韓国での動きを受け、日本で1990年に社会党議員らが国会で質問を行うようになる。同年6月、労働省職業安定局長が「慰安婦」については「民間の業者がそうした方々を軍とともに連れ歩いてい」たので調査はしかねると答弁し、これが軍の関与を否定し國の責任を認めないものとして韓国で大きな反発を招く。韓国の女性運動家たちは11月に「韓国挺身隊問題対策協議会」(通称「挺対協」)を結成し、活動を本格化させた。日本でも呼応して、各地の市民が「慰安婦」問題に取り組み始めた。そして、1991年8月には韓国キムハクスン金学順さんが被害者として初めて公然と名乗り出て、12月には別の2名の「慰安婦」被害者と軍人軍属、遺族らとともに日本政府に謝罪と賠償を求めて提訴した。生きた被害者の登場と提訴という出来事は日本社会でも衝撃をもって受け止められた。

### 2 「挺身隊」と「慰安婦」の混同

ところで、挺対協の名称にみられるように、韓国ではこの時期、「慰安婦」は「(女子)挺身隊」の名の下に連行され日本軍将兵の性の相手を強いられた女性たちだと考えられていた。現在では誤解は解かれているが、当初の用語をめぐる混乱は、国民学校の12歳の少女が挺身隊に動員されたことを示す資料が発見されたこともあり、年端もいかない少女が強制連行され「慰安

婦」にされたという典型的なイメージを定着させたと考えられる。当時は日本の新聞各社も、「従軍慰安婦」は「(女子)挺身隊」の名の下に連行され「慰安婦」とされた女性であると、韓国側の理解に基づいた報道をしていた。

こうした混乱が起ったのは、「慰安婦」制度の実態調査に早い段階で取り組んだジャーナリストである千田夏光の著『従軍慰安婦』に、1943年から挺身隊の名のもとに朝鮮人女性総計20万人が動員され、うち5~7万人が「慰安婦」にされたと書かれており(千田,1973: 106)、この韓国語版を読んだ人たちの間で誤解が広まったためであろうと指摘されている(高崎,1999:41; 花房俊,2014d: 905-906)。

女子勤労挺身隊とは、日本政府が労働力の戦時動員のため結成させた集団であり、「志願」という自主的な形をとらせた強制動員によるものであった。日本内地では14歳以上の未婚者等の女子が対象とされ、朝鮮半島では12、3歳など若年者も多く対象とされた。1943年に日本内地で結成され、朝鮮半島の女性による「半島女子勤労挺身隊」が最初に日本に出動したのは1944年4月である(高崎,1999: 44-47)。閔釜裁判の原告となった女子勤労挺身隊被害者たちは、教師に「日本に対する忠誠」だと教えられ、「勉強もできる」という言葉を信じ日本に渡航したが、工場では過酷な労働を強いられ、食事も満足に与えられず、一銭ももらはず搾取された人びとである。

このように「挺身隊」と「慰安婦」はまったく異なる立場であり、また女子勤労挺身隊として動員し「慰安婦」にするという手法が確立されていたわけではない。しかし事実認識に混乱があった段階では、「慰安婦」被害者を探した団体に、女子勤労挺身隊被害者からの被害申告も寄せられた。このため、閔釜裁判の原告は「慰安婦」被害者と女子勤労挺身隊被害者の2グループで構成されたのである。ただし、女子勤労挺身隊被害者の原告が「慰安婦」と間違われることが恥ずかしくて名乗り出にくかったといういきさつがあったりして、「慰安婦」被害者の原告が傷つくこともあり、「二つの裁判と一緒にやったのは、良かったのか悪かったのか」何度も考えさせられたと花房恵美子さんは振り返っている(花房恵,2012: 48)。

### 3 「慰安婦」問題の拡大と閔釜裁判の始まり

本稿では、「慰安婦」問題に比重を置くことをお許しいただきたい。金学順さんの名乗り出以降、韓国のみならずアジアの各地で「慰安婦」被害者の名乗り出が相次いだ。しかし、「慰安婦」問題といえば日韓の問題というイメージが強い。これには、経済発展し、民主化へと向かう過程でナショナル・ヒストリーや民族のアイデンティティが切実な問題となってきたこと、フェミ

ニズム運動が盛んになったことなど韓国社会の事情が関係している。現在では挺対協などの動きに触発され、韓国各地の大学に「慰安婦」問題を考えるサークルもできている。ここ数年では「慰安婦」問題は外交カードとしての色合いも強い。

それに対して、1972年の日中共同声明で政府が日本への賠償請求を放棄したとした中国や、国として賠償を受けたが被害者個々人が救済されたわけでもなく、政府が被害者支援や日本政府との交渉に積極的ではないフィリピンやインドネシア、その他の国々では、韓国のように政府が日本政府に解決を迫るということがほとんどないため、被害者の抗議の声がメディアで注目されることも少ない。

しかし、韓国の被害者の救済が大事であるのと同じく他の国々の被害者の救済も大事であることは、運動関係者たちも痛感している。最近では、日本人「慰安婦」も被害者であったことをあらためて確認する動きもある。「慰安婦」被害者支援に取り組んできた日本の運動体には、韓国以外の被害者の支援に取り組む団体も複数ある。さまざまな団体が連携し、支え合ってきた。アジア連帯会議と呼ばれる各国の「慰安婦」被害者とその支援者が一同に会する国際会議も、挺対協の主催で1992年から始まった。同会議は現在に至るまで、日本政府への提言活動を行っている。

福岡では、1992年3月に韓国の「慰安婦」被害者である文玉珠さんムンオクチュの証言を聞く集会が福岡市の公的施設「アミカス」で開催されたことをきっかけに、「従軍慰安婦問題を考える会・福岡」が有志により作られ、この会が関釜裁判を支援する会の前身となったという。文さんの被害経験は彼女を福岡の集会に招いた森川万智子さんの著作(森川,2015)に詳しいが、はじめて「慰安婦」被害者の証言を聞いた福岡の人びとの胸を打った様子である。

1992年は、年明け早々、日本軍の「慰安婦」制度への関与を示す資料を吉見義明中央大学教授が発見したと朝日新聞が報道し、直後に訪韓した当時の宮沢首相が何度も謝罪した。1991年末より着手された日本政府の第一次調査の結果が7月に発表されたが、強制連行を裏付ける資料はなかったとする日本政府の態度に、運動関係者の苛立ちは募った。7月末には韓国政府が韓国での調査の中間報告書を発表し、日本政府の調査を批判し、さらなる調査の継続を要求している。こうした流れのなか、1992年12月25日に関釜裁判は提訴され、1993年から本格始動するのである。

1993年には、8月4日に日本政府の第二次調査結果が発表され、それに伴い当時の河野官房長官より、以下の文言を含むいわゆる河野談話が発表された。

慰安所は、当時の軍当局の要請により設営されたものであり、慰安所の設置、管理及び慰安婦の移送については、旧日本軍が直接あるいは間接にこれに関与した。慰安婦の募集については、軍の要請を受けた業者が主としてこれに当たったが、その場合も、甘言、強圧による等、本人たちの意思に反して集められた事例が数多くあり、更に、官憲等が直接これに加担したこともあることが明らかになった。また、慰安所における生活は、強制的な状況の下での痛ましいものであった。

一次調査より踏み込んだ内容は概ね評価されたものの、被害者支援団体や研究者は調査が不十分であると批判し、いっそうの真相究明を要求した。調査をしても補償をするわけではないことに憤った被害者もあった。法的責任にも言及されていない。ともあれ、この河野談話が歴代政府の公式見解とされていく。

閔釜裁判は1993年4月に予定されていた第一回口頭弁論を目前に、突如国が東京地裁への移送を申し立て、関係者らの抵抗から始まった。「強制連行の窓口であり、釜山に近い下関でやれることを、老いて体の不自由な原告達が、何よりも喜んでいました。又、強制連行の傷跡がのこる、九州に住む私達にとって、地元で戦後補償を求める裁判が行なわれる意義は、大きいと考えます」(花房恵,2014: 5-6)、「政府は口では謝罪しておきながら、『文句があるなら東京に出て来い』という移送は本音と建前の矛盾の露呈であると思います」(松岡,2014a: 9) という支援者の言葉が残っている。関係者らは閔釜裁判を支援する会の結成集会で国の移送申し立てに抗議し、署名を集め、弁護士たちがその署名とともに上申書を下関地裁に提出した。6月、国が移送申し立てを取り下げ、関係者に安堵が広がった。ようやく第一回口頭弁論が9月に開かれた。

本書からは、原告たちが裁判で堂々と証言する姿が確認できるが、怒りを露にしたり、動搖したりする様子も見て取れる。「慰安婦」被害者の朴頭理さんは、弁護士の意見陳述が始まるとき、突然大声で発言した。「本人尋問で時間を取りますから」と言う裁判長の言葉にも耳を貸さず、被告席を睨みながら一気に語ったという(戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編,2014: 20)。「慰安婦」被害者の李順徳さんは、口頭弁論中に、自分が入れられた慰安所だった粗末な小屋の絵(弁護士が描いたもの)を見た途端興奮し、日本刀で切られた背中が痛いと泣き出した。尋問不能で10分の休廷となったという(戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編,2014: 69)。このような場面を目撃し、慌てる支援者や弁護士、すすり泣く傍聴席の人びとの様子な

ども見えてくる。

#### 4 国民基金への反対運動

1994年、民間から「慰安婦」被害者への募金を募るという日本政府の構想が浮上した。後に財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」として2007年3月まで事業が実施されることになるこの基金をめぐっては、全国の運動関係者の間でも意見が割れ、閔釜裁判を支援する会のなかでも激論が交わされたと聞く。補償に代わる措置であり不十分ではあっても、この機会を逃すと後はないともみる向きもあった。しかし、閔釜裁判を支援する会は国民基金反対を掲げる急先鋒となる。当時の村山首相に対する緊急抗議集会を福岡市の警固公園で開催し、天神でデモをし、東京の集会で全運動体が基金構想に反対するよう呼びかけた。毎日新聞全国版に意見広告を出し、基金の白紙撤回を求めた。また、他の運動体とともに海外の新聞にも意見広告を出した。

民間基金構想が「元慰安婦に『見舞金』」「民間募金で基金構想」という見出しで朝日新聞の一面に載ったとき、その前日から「慰安婦」被害者の李順徳さんが、本人尋問の打ち合わせのため閔釜裁判を支援する会の花房夫妻宅に泊まっていた。朝ご飯を食べながら、花房恵美子さんは新聞を見せ、同行の方に通訳をしてもらいながら「こんなことを書いてあるよ」と言った。すると、李順徳さんが途中から顔を真っ赤にして怒り、「オレは乞食じゃない！あちこちから集めた同情金はいらない！」と日本語で言われた。そのとき基金構想の問題を意識していたわけではなかった花房夫妻は、彼女がどうしてここまで怒るのかと驚き、また彼女が日本語を話せることを初めて知り、衝撃を受けたという（花房恵,2012: 38-39）。

李順徳さんは「国がちゃんとおらの前に来てあやまって、金を出せばよろこんでもらうよ。早くして欲しい。死んでからでは遅いよ」と話された（花房俊,2014b: 75）。そこで閔釜裁判を支援する会は、李順徳さんと共同記者会見を行い、「見舞金」構想の撤回と国の責任に基づく個人補償の早期実現を訴えた。当時、朝日新聞のインタビューに内閣外政審議室長谷野作太郎氏が、個人補償は「国際法にのっとって誠実に処理してきた日本の立場を覆すことになる」、「パンドラの箱を開いたとき、嘗々と築いてきたアジアとの関係がどうなるか」と答えており（朝日新聞,1994.9.12）、頑として個人補償を検討しない国の態度に、閔釜裁判を支援する会の事務局長を務めた花房俊雄さんは「勇気をもってパンドラの箱を開けよう」と訴えている（花房俊,2014b: 75）。「見舞金」という発想は、被害者によってはとても侮辱的なものと感

じられたのである。関釜裁判を支援する会の人びとは、被害者にみじめな思いはさせられなかった。それでも多くの批判が渦巻く中、基金の事業は開始されてしまう。

国民基金に最初から関係し、最後の専務理事を務めた和田春樹氏は、「元慰安婦に『見舞金』」「民間募金で基金構想」という朝日新聞の記事が出たとき、実際にはそのような政府の方針が決まったといえる段階ではなかったという。しかし、朝日新聞で報道されたことにより、民間基金で見舞金というネガティブな印象がその後も消えず、基金関係者は苦慮した。「国家補償ができないので、国民の募金から償い金を出すという説明が最後まで基金の活動を縛り付け、このことが被害者の感情を最初から深く傷つけた」、「そういう意味で謝罪と償いの事業を考えるという努力の致命的な失敗がここにあった」と和田氏は振り返る(和田, 2012: 61)。

基金の事業をめぐっては、償い金受け取りの是非をめぐり、被害者や支援団体に分裂が起こる場合があり、基金の対象となった各国の関係者に禍根を残した。関釜裁判を支援する会は、基金に反対したが、償い金を受け取った被害者を責めたりはしていない。会のメンバーは、受け取るのは被害者の自由であると考え、償い金を欲しいと思う被害者の心情も理解していた。

## 5 歴史修正主義への対応

関釜裁判ニュースからは、裁判支援をしながら、会が徐々に立法運動に力を入れていった様子がうかがえる。同時に、新たな問題も浮上する。加害の歴史を直視しようとしている歴史修正主義が勢力を持ち始めたのだ。

たとえば、漫画家の小林よしのり氏が雑誌SAPIOで連載していた『新ゴーマニズム宣言』には、1996年より「慰安婦」問題が扱われ始め、この問題に心を痛めてきた人びとにとっては看過できない、被害者を冒涜する描写があふれていた。関釜裁判を支援する会と福岡市の市民運動関係者は、小林よしのり氏とSAPIO編集部、発行元の小学館に抗議の書面を送った。全国からも抗議への賛同が寄せられた。このことは『新ゴーマニズム宣言』でも触れられている。福岡県出身者である小林氏に、地元から抗議の声が広がる形となった。また、関釜裁判を支援する会の有志がテレビ朝日の番組に出演し、小林よしのり氏と論争を試みてもいる。

この時期、中学歴史教科書で「慰安婦」が取り上げられるようになっていたが、「新しい歴史教科書をつくる会」の動きが活発化し、教科書への攻撃が懸念された。福岡教育連盟の旗揚げシンポジウムでは、新しい歴史教科書をつくる会の呼びかけ人らがパネラーだった。抽選に当たり会場に入ったメ

ンバーが、パネラーの発言を伝える報告も関釜裁判ニュースに載っている。

## 6 裁判の経過と運動の歩み

1998年、関釜裁判の地裁判決が出た。冒頭で記したように、「慰安婦」被害者に関しては立法不作為に対して原告一人あたり30万円の賠償を命じるものであった。花房俊雄さんは、判決は原告たち植民地の「慰安婦」被害者のみならず、占領下の「慰安婦」被害者たちも含むすべての被害者に立法で解決を命じたに等しい意味合いがあると評価した。また、これまでの戦後補償裁判が「国家無答責」と国家賠償法の「不溯及」の原則で敗退してきたのに対し、関釜裁判の地裁判決はこの壁をこじ開けて、「慰安婦」被害者をなんとしても救済したいとの裁判官たちの使命感すら感じさせる画期的判決といえると伝えている。ただし、謝罪の必要を認めなかったことについては不当であり、公式謝罪こそが原告たちの尊厳の回復につながることへの、深い認識を欠いているように思われると批判した(花房俊,2014c: 291)。

原告や支援者にとって満足のいく判決とはいかないまでも、期待以上の理解を裁判官が示していた面がある。判決文では、「慰安婦」は慰安所の「必需の備付品のごとく、もはや売(買)春ともいえない、単なる性交、単なる性的欲望の解消のために扱われた存在で、「まさに性奴隸」と述べられる(判例時報,1998: 39)。そして、「慰安婦」制度の性格と被害者に与えた影響が以下のように捉えられている。

従軍慰安婦制度は、その当時においても、婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約(一九二一年)や強制労働に関する条約(一九三〇年)上違法の疑いが強い存在であったが、単にそれのみにとどまらず、同制度は、慰安婦原告らがそうであったように、植民地、占領地の未成年女子を対象とし、甘言、強圧等により本人の意思に反して慰安所に連行し、さらに、旧軍隊の慰安所に対する直接的、間接的関与の下、政策的に制度的に旧軍人ととの性交を強要したものであるから、これが二〇世紀半ばの文明的水準に照らしても、極めて反人道的かつ醜悪な行為であったことは明白であり、少なくとも一流国を標榜する帝国日本がその国家行為において加担すべきものではなかった。にもかかわらず、帝国日本は、旧軍隊のみならず、政府自らも事実上これに加担し、その結果として、先にみたとおりの重大な人権侵害と深刻な被害をもたらしたばかりか、慰安婦原告らを始め、慰安婦とされた多くの女性のその後の人生までも変え、第二次世界大戦終了後もなお屈辱の半生を余儀なくさせたも

のであって、日本国憲法制定後五〇年余を経た今日まで同女らを際限のない苦しみに陥れている。(判例時報,1998: 39-40)

人権の観点から可能な限りの言葉を尽くしているといってよいだろう。判決文ではさらに、日本国憲法制定後に被害者らを保護してこなかったことについて、「この不作為は、それ自体がまた同女らの人格の尊厳を傷つける新たな侵害行為となるというべきである」とも述べられている(判例時報,1998: 40)。

このように、「慰安婦」制度という暴虐に対し、被害の甚大さを捉える判決は画期的内容であったといえる。残念ながら、女子勤労挺身隊原告の請求は、「慰安婦」被害者の原告らの被害に比べ重大な人権侵害をもたらしているとまでは認められないとして、すべて棄却された。女子勤労挺身隊被害者である原告の梁錦徳<sup>ヤンクムドク</sup>さんは判決文を机に叩き付け、「日本は泥棒だ。私が働いた給料を払ってくれ、責任がないとは何ですか」と泣き崩れた(松岡,2014b: 294)。

控訴審に向けて「閔釜裁判を支える広島連絡会」「閔釜裁判を支える福山連絡会」、そして「閔釜裁判を支援する県北連絡会」が結成された。控訴審は、「立法不作為」から女子勤労挺身隊被害者を排除したことの不当性を訴える原告からの控訴と国からの控訴が重なるものだった。高裁判決は2001年3月に出され、一審判決の「慰安婦」被害者原告の勝訴部分は取り消され、女子勤労挺身隊被害者の原告請求も棄却された。最高裁に上告されるが、2003年3月上告棄却となり原告敗訴となった。

2003年からは、女子勤労挺身隊として動員され富山の軍需工場・不二越で働くされた女子勤労挺身隊被害者たちが不二越を相手取って提訴した不二越第二訴訟に閔釜裁判の原告も加わり、閔釜裁判を支援する会は提訴の準備段階から関わり、その後も支援を継続した。

閔釜裁判自体は終わったが、閔釜裁判を支援する会は残しつつ、新たなメンバーを迎えた活動基盤として、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法案の早期成立を目指す「早よつくろう！『慰安婦』問題解決法・ネットふくおか」(通称「立法ネット」)が2003年末に立ち上げられた。立法ネットの活動も閔釜裁判ニュースに報告されてきたため、その軌跡は本書で確認できる。韓国の被害者の支援から始まった運動ではあったが、インドネシアの「慰安婦」被害者を支援してこられた木村公一牧師が福岡在住であり、閔釜裁判を支援する会でも活動してこられた「『慰安婦』問題と取り組む九州キリスト者の会」の人びとの招きでインドネシアの被害者の証言集会も福岡で開催してきた。また、中国の被害者、フィリピンの被害者の証言集会

も開催されてきた。筆者は立法ネットの活動に2006年より参加し、「慰安婦」問題を研究テーマに選ぶほど引き込まれた。

民主党政権誕生後まもなく、立法解決に向け全国規模で力を注ぐため、2010年に運動体のネットワーク「日本軍『慰安婦』問題解決全国行動2010」(現「日本軍『慰安婦』問題解決全国行動」)が結成され、花房俊雄さんが初代共同代表の一人となられた。絶余曲折あり、民主党政権中の立法解決の可能性が閉ざされ、立法ネットは徐々に運動を記憶の領域へとシフトさせ、ブログなどを通じて正しい情報を伝えていく活動を始めるにし、2013年2月に「『慰安婦』問題にとりくむ福岡ネットワーク」に改称した。ブログの作業だけでなく、現在も定例会議ではその時々の情勢に応じ議論が行われ、必要に応じマスコミへの抗議行動も行い、「慰安婦」映画の上映会や講演会などの開催にも励んでいる。閔釜裁判を支援する会は2013年9月に閉じられ、解散会が開かれた。閔釜裁判を原告とともに闘ってきた人びとは、今でも原告に会いに定期的に韓国を訪れ、彼女たちの晩年を支えている。

## 7 「慰安婦」問題へのさらなる攻撃

歴史修正主義の勢いは衰えず、2000年代にマスコミは「慰安婦」問題の報道に消極的になっていく。2005年には、2001年に放送されたNHK番組『問われる戦時性暴力』特集の放送前に、故・中川昭一議員と安倍晋三議員から圧力があったことが発覚した。2006年には中学歴史教科書から「慰安婦」の記述が消えた。2007年に米国下院が日本政府に「慰安婦」被害者への謝罪要求決議をした際に報道が増加し、以降、2011年の日韓首脳会談で李明博大統領が「慰安婦」問題への解決を強く求めた場面や、2013年に橋下大阪市長が「慰安婦」は「必要だった」と発言したときなどを中心に、報道が増えてはきたが、依然として真実を究明せず、韓国側が執拗に問題化していくものとみなすようなメディア報道が支配的である。

2014年には「誤報」や「捏造」などといった見方で「慰安婦」問題自体が疑わしいという印象を与える言論が目立った。朝日新聞の過去の報道をめぐる対応が集中砲火を浴びたのは、記憶に新しい。朝日新聞は、「慰安婦」とする女性を強制連行したという吉田清治証言が虚偽であったと判断し、過去の関連記事を取り消した。それにより、「慰安婦」問題の根拠が揺らいだとみなす論調が高まったが、研究者も運動家も、吉田清治証言は歴史資料としては扱えないものと長らく判断してきたのであり、各種資料や被害者証言から明らかにされた「慰安婦」制度の事実が覆ることはない。

問題視されたものの一つに、「女子挺身隊の名で戦場に連行され」た当事

者として金学順さんを匿名で報じた植村隆元朝日新聞記者による1991年の記事がある。朝日新聞社への批判が強まり、同社が設置した第三者委員会による検証結果の報告書には、金さんは実際には女子挺身隊として連行されたのではなく、キーセンの学校にいた経緯があり、植村氏の記事は金さんが「強制的に連行されたという印象を与える」もので問題であり、もともと彼女がキーセンの学校にいたことを植村氏も知っていたにも関わらず「キーセン学校のことを書かなかったことにより、事案の全体像を正確に伝えなかつた可能性はある」と批判した(朝日新聞第三者委員会,2014: 10-11, 16-18)。

「慰安婦」制度の暴力性とは、「慰安婦」を必要とした軍の勝手な論理のために女性が慰安所で性の相手をさせられたことそのものにあり、それ自体が強制である。連行の過程が強制的ではなかったといい、キーセン学校にいたという背景が「慰安婦」被害の事実を左右することであるとみなすような第三者委員会の見解は、性を踏みにじられた女性の苦痛を無視し、日本軍の暴力と犯罪性を過小評価するものでしかない。

朝日新聞社へのバッシングより先に、日本政府の「慰安婦」問題における公式見解として引き継がれてきた河野談話を突き崩そうとする動きがあった。2014年4月から6月まで行われた政府の河野談話作成過程の検証作業を経て、河野談話が否定できないことが明らかになり、朝日新聞社へと攻撃対象が変わったとみるべきである。第二次安倍政権の誕生以降、「慰安婦」問題への攻撃は激化した。しかし安倍政権も日韓関係上、「慰安婦」問題の対応に迫られている。閔釜裁判を支援する会に関わってきた人びとも、政治的解決をめぐる動向を日々注視している。

## 8 「慰安婦」問題は「日韓請求権協定で解決済み」か

日韓の戦後補償問題は1965年に締結された「日韓請求権協定で解決済み」とよく言われる。現在も日本政府はその立場を崩さない。国民基金という措置も、こうした政府の立場によるものであった。しかし、閔釜裁判の弁護団の一員であった山本晴太弁護士は、「日韓請求権協定で解決済み」とは「風評」であるという。

たしかに、日韓請求権協定では日韓両国及び両国民間の「財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題」が「完全かつ最終的に解決された」と規定されている。しかし、サンフランシスコ平和条約・日ソ共同宣言の請求権放棄条項によって損害賠償請求権を日本政府が消滅させたとして、被爆者・シベリア抑留被害者が国に補償を請求した原爆裁判・シベリア抑留訴訟において、被告の日本国は、被害者個人の加害国に対

する損害賠償請求権は消滅していないと反論した。すなわち、請求権放棄条項によって放棄したのは、国家が自国民が外国で受けた損害について相手国の責任を追及する外交保護権のみであって、被害者個人が有する米国やソ連に対する損害賠償請求権は消滅していない、したがって日本国は被害者に対して補償する義務はないと主張したのである。山本弁護士は、韓国人被害者個人の権利について韓国政府が放棄したのも外交保護権に過ぎず、個人の権利は存続していると論じる。

また、日韓請求権協定に関連して「大韓民国等の財産権に関する措置法」が同年に定められている。これは、日韓請求権協定で「完全かつ最終的に解決」した「財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題」のうち「財産、権利及び利益」を消滅させるというものである。これにより、当時すでに金額が確定していた未払い賃金などは「財産・権利及び利益」であって財産権措置法により消滅したことになるが、多くの戦後補償訴訟は「並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題」に属する慰謝料等の損害賠償や未確定の未払い賃金を請求するものであり、日韓請求権協定や財産権措置法は請求の障壁とならないことになる。

しかし、日本で企業や国に対して不利な判断をする裁判例が現れはじめ、米国カリフォルニア州が韓国の強制労働被害者の日本企業に対する訴訟の管轄を認めると、日本政府はこの訴訟に対し2000年10月に日本政府意見書を出し、韓国人被害者を含むあらゆる戦後補償訴訟において条約により解決済みという新たな主張を行った。そして、2003年頃からこの日本政府の新解釈を是認する下級審判決が出はじめ、2007年4月には中国人強制労働被害者と中国人「慰安婦」被害者の訴訟において、最高裁が基本的に日本政府の新解釈を受け入れ、被害者らの請求を棄却した。その際、「ここでいう請求権の『放棄』とは、請求権を実体的に消滅させることまでを意味するものではなく、当該請求権に基づいて裁判上訴求する権能を失わせるにとどまるものと解するのが相当である。したがって個別具体的な請求権について、その内容等にかんがみ、債務者側において任意の自発的な対応をすることは妨げられない」と附言されている。

つまり、元々は訴訟において「日韓請求権協定の壁」は存在せず、日本政府の新解釈が反映されるようになって以降も、日本政府が自主的に謝罪し賠償することには法的・道義的には何の妨げもないのだと山本弁護士は論じる。「現在の『日韓請求権協定で解決済み』論は、政府の世論操作と衰退・腐敗したマスコミの合作によるものである」ということだ(山本,2014)。

### Ⅲ 本書の意義

「日本人はみんな鬼だと思っていた。どうしてこんなにやさしくしてくれるので…」と言しながら「慰安婦」被害者の原告の朴頭理さんが泣いていた。1992年末、提訴の翌日に原告を迎え、支援者たちが手作りの料理を持ち寄り、交流会を開いたときの出来事だそうだ。花房俊雄さんは、彼女の言葉と姿は参加者たちの胸にしみ入り、なんとしても勝訴したいという思いに駆られたという(花房俊,2014a: 1)。何度聞いても心を動かされるエピソードである。およそ20年経ち、花房恵美子さんは、「慰安婦」問題の解決が、加害者に責任を取らせることと、被害者の心の回復であるとするならば、性暴力被害によるPTSDの研究で著名な精神科医ジュディス・ハーマンのいう、被害者の安全の確保、想起と服喪・追悼、世界との再統合という三段階の癒しの過程は、ハルモニたちは達成しているのではないかと思うと語られた(花房恵,2012: 49)。報道からは見えない被害者の生がある。

「慰安婦」問題をめぐっては、ソウルや東京の動きばかりが目立つかもしれないが、福岡でこの問題に向き合ってきた人びとには、また違う見え方がある。原告は、玄界灘を渡ってやってくる。一緒にご飯を食べ、車で裁判所へ向かう。メンバーは東京などでの運動関係の会議にもたびたび参加し、東京でも地元でもロビー活動をしてきたが、運動方針はつねに地元の話し合いで決め、独自のスタンスを保ってきた。「慰安婦」問題、女子勤労挺身隊の問題と同時に、筑豊での強制連行・強制労働の問題、遺骨の問題などに取り組んできたメンバーも多い。「語り部」として「慰安婦」問題を伝える活動をする方もある。フェミニズム運動、キリスト者としての平和運動など、メンバーの背景も年齢も多様である。これらの人びとが戦後補償問題にどのように取り組んできたかを本書で確認すれば、戦後日本の良心に触れることができるだろう。

「慰安婦」裁判について知りたいと思った時、本書は欠かせない。女子勤労挺身隊被害者の裁判について調べるうえでも貴重な資料である。原告の陳述内容、傍聴報告、弁護士へのインタビュー、原告との交流会の報告、日本政府への提言、集会報告などがぎっしり詰まっている。さらに、社会運動を考えるうえでも本書は一級の資料となる。また、「慰安婦」問題の解決を目指す運動は女性の取り組みとして評価されることが多いが、関釜裁判ニュースからは何名もの男性が被害者に寄り添い、被害者が癒されてきた様子も見えてくる。

各内容は本書刊行後に発行された号外とともにホームページ上でも公開されているが、合本となった本書で関釜裁判の歩みを追体験する喜びは格別で

ある。すでに完売しているが、各地の公立図書館や大学図書館に寄贈されているので、お近くの図書館でぜひお手に取っていただければと思う。

また、福岡の地で閔釜裁判を支え、日韓の架け橋となってこられた福留範昭さんの遺稿集『戦後70年一日韓・過去問題の解決にかけた 福留範昭さんの全軌跡』(福留範昭遺稿集編纂委員会編,2015) も合わせて読まれたい。

#### (ウェブサイト)

閔釜裁判を支援する会

<http://kanpusaiban.bit.ph/>

「慰安婦」問題にとりくむ福岡ネットワーク

<http://kokoronokaihuku.blog.fc2.com/>

#### 付記

本稿執筆後に「慰安婦」問題をめぐり、日韓政府が「合意」するという大きな動きがみられた。被害者への相談なく進められた交渉に運動関係者は動搖している。今後の運動方針について、福岡ネットワークでも慎重に検討されつつある。

#### [注]

1) ソウルの韓国挺身隊問題対策協議会の支部ではなく、別団体。

#### 【参照文献】

朝日新聞第三者委員会,2014 『報告書』.

福留範昭遺稿集編纂委員会編,2015 『戦後70年一日韓・過去問題の解決にかけた 福留範昭さんの全軌跡』福留範昭遺稿集編纂委員会.

花房恵美子,2012 「閔釜裁判を支援してー原告ハルモニたちとの二〇年を振り返って」志水紀代子・山下英愛編『シンポジウム記録「慰安婦」問題の解決に向けてー開かれた議論のために』白澤社 35-51頁.

———,2014『国の東京地裁への移送申し立てに強い憤り』戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュースー釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 5-6頁.

花房俊雄,2014a,「はじめに」戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュースー釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 1-2頁.

———,2014b 「勇気をもってパンドラの箱を開けようー村山首相談話の再考を」戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュースー釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝

- 罪等請求事件 1993年～2013年』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 75-77頁.
- ,2014c 「『慰安婦』問題に画期的判決！」 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュース－釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 289-292頁.
- ,2014d 「『慰安婦』問題における軍や国の『強制』をどのように考えるか」 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュース－釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 903-928頁.
- 判例時報,1998 「いわゆる慰安婦に対する救済立法の不作為を違法であるとして国に損害賠償が命じられた事例－閔釜元慰安婦訴訟第一審判決（山口地裁下関支部10.4.27判決）」『判決時報』(1642) 24-88頁.
- 松岡澄子,2014a「第一回口頭弁論 下闇で 九月六日一国が『東京地裁への移送申立』を取り下げ！」 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュース－釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 9 -10頁.
- ,2014b 「四・二七判決ドキュメント」 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュース－釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 294-297頁.
- 森川万智子,2015『文玉珠 ビルマ戦線 植師団の「慰安婦」だった私 新装増補版』梨の木舎.
- 千田夏光,1973『従軍慰安婦－“声なき女” 八万人の告発』双葉社.
- 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編,2014『閔釜裁判ニュース－釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会.
- 高崎宗司,1999『『半島女子勤労挺身隊』について』女性のためのアジア平和国民基金「慰安婦」関係資料委員会編『「慰安婦」問題調査報告・1999』女性のためのアジア平和国民基金 41-60頁.
- 和田春樹,2012『慰安婦問題二〇年の明暗』志水紀代子・山下英愛編『シンポジウム記録「慰安婦」問題の解決に向けて一開かれた議論のために』白澤社 53-72頁.
- 山本晴太,2014『『日韓請求権協定で解決済み』という風評』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会編『閔釜裁判ニュース－釜山従軍慰安婦・女子勤労挺身隊公式謝罪等請求事件 1993年～2013年』 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会 929-944頁.

(きのした・なおこ 特定非営利活動法人社会理論・動態研究所)